

東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業 実施方針に関する質問回答及び意見

本質問回答及び意見は、平成16年6月7日(月)～6月8日(火)に受け付けた
東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業の実施方針に
関する質問意見を実施方針の項目順に整理し、回答を附したものです。

<総括>

- ・ 実施方針に関する質問の受理件数 273 件
(うち、非公表を希望する質問 8 件)
(うち、公表する質問回答 265 件)
- ・ 実施方針に関する意見の受理件数 26 件
(うち、非公表を希望する意見 4 件)
(うち、公表する意見 22 件)

【 注 意 】

回答欄に〔★〕印のある質問は、7月半ばを目処に回答する予定です。
(東京大学のPFI事業のホームページに注意してください。)

平成16年6月30日

国立大学法人東京大学

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
1	事業目的	1	1	1	4			「福利厚生施設として、南館および…」とありますが、隣接して生協の施設がある と聞いています。本事業による施設と既存の生協施設との間で、業務がバッティングすると思われますが、運営上の留意点などについてお聞かせいただきたい。 例えば、生協施設は学生や学校関係者を対象とするが、本PFI事業の施設は近隣住民にも広く活用を図る運営を考えるなど。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
2	事業目的	1	1	1	4			「駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱」の資料をいただけないでしょうか。	入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
3	事業目的	1	1	1	4			「駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱」を入手することは可能ですか。	入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
4	事業目的	1	1	1	4			「開かれた大学」の理念の具体化とありますが、地域の人々にも開かれた大学という解釈も成り立ちますか	本施設はキャンパス内の学生及び教職員の施設ですが、購買部や食堂等に関して地域住民等の利用を禁止するものではありません。
5	事業目的	1	1	1	4			駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱は見せていただけますか	入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
6	事業目的	1	1	1	4			地域との共生、社会還元の具体的例を教えてください	購買部や食堂等の利用のほか、公開授業や公開シンポジウムなどを考えています。
7	事業目的	1	1	1	4			学生サービスの視点を調査するために、構内でアンケート実施したいのですが宜しいでしょうか。	学外者による学生を対象としたアンケートは認めていません。
8	事業目的	1	1	1	4			「駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱」における「開かれた大学」の理念の具現化との記載がございますが、同要綱等を開示頂くことは可能でしょうか。ご教示下さい。	入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
9	運營業務	2	1	1	1	ウ	2	短期間の選定スケジュールを鑑み、応募に向け、受託業務の分担、企業の選定等が急務となります。つきましては購買業務、書籍業務の民間事業者が行う内容、業務量をご教示ください。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
10	運營業務	2	1	1	1	ウ	3	学内食堂ということで、利用者がかなり限定されますが、運營業務の前提となる想定利用者数、営業時間等をご教示ください。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
11	事前調査業務	2	1	1	5	7	1	事前調査業務の土壌汚染調査にあたり、建設地土地履歴等の関係資料について入札説明書の添付資料として公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	建設地土地履歴の関連資料は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
12	調査結果	2	1	1	5	7	1	本施設に関連する本学で実施された調査結果（地質調査、土壌汚染調査、埋蔵文化財発掘調査）があればそれについて御開示頂けないでしょうか。	地質調査の関連資料（隣接施設のデータ）は、要求水準書において提示します。 建設地土地履歴、埋蔵文化財発掘調査の関連資料は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
13	施設整備業務	2	1	1	5	7	1	事前調査業務（地質調査、土壌汚染調査、埋蔵文化財発掘調査含む）に関する業務対象エリア、方法について、ご教示下さい。	事業計画地（実施方針で提示した範囲を多少変更する予定があります）内とし、具体的な対象エリア、方法については、事業者の提案とします。 詳細については、要求水準書において提示します。
14	施設整備に係る敷地造成等	2	1	1	5	7	3	「敷地整備に係る敷地造成等（一部撤去工事を含む）」とありますが、造成工事に当たり、現状敷地測量図等を公表頂けるのでしょうか。また、一部撤去工事とありますが、地下埋設物や旧駒場寮等の関係図面、駒場寮解体関係資料等も公表頂けるのでしょうか。	現状敷地測量図等の関連資料は、要求水準書において提示します。 旧駒場寮の取り壊し等の関連資料は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
15	撤去工事	2	1	1	5	7	3	事業範囲にある、施設整備に係る敷地造成等（一部撤去工事を含む）の「撤去工事」とは、どの部分の撤去でしょうか。	駒場図書館の西側スロープ等を予定していますが、詳細については、要求水準書において提示します。
16	事業範囲	2	1	1	5	7	3	運營業務以外の什器・備品整備業務は、P F I 業務範囲に含まれていないのでしょうか。独立採算が想定されている運營業務の収益性が低いので、運營業務に係わる什器・備品（厨房機器含む）は、事業者負担ではなく、発注者の負担で整備していただきたいのですが、可能でしょうか。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
17	事業の範囲	2	1	1	5	7	3	現在敷地内には、建物施設及び多くの樹木がありますが、その処理方法あるいは利用方法については、具体的に要求水準書等でご指示頂けるのでしょうか。	既存の樹木をできるだけ活用することを考えていますが、詳細については、要求水準書において提示します。
18	家屋調査	2	1	1	5	7	5	施設整備業務の中で周辺家屋影響調査・対策とありますが、「周辺家屋」の範囲と「影響調査・対策」の具体的項目があれば御指示いただけないでしょうか。	調査・対策の範囲や項目については、事業者の提案とします。 ただし、本施設の建設時の影響だけでなく、供用時の影響についても配慮してください。
19	周辺家屋影響調査・対策	2	1	1	5	7	5	「周辺家屋影響調査・対策」において、近隣住民と貴大学との話し合い等で家屋調査範囲や、特に工事時近隣対応等で協定等を結ばれている場合その内容をご教示いただけるのでしょうか。	近隣住民との間で特別な協定等はありません。
20	事業の範囲	2	1	1	5	7	5	事業者側で行う周辺家屋調査の具体的内容をご指示ください。	調査・対策の範囲や項目については、事業者の提案とします。 ただし、本施設の建設時の影響だけでなく、供用時の影響についても配慮してください。
21	電波障害調査・対策	2	1	1	5	7	5	「電波障害調査・対策」について、これまでの駒場キャンパスにおける工事着手前電波障害調査資料、対策範囲等の資料は公表されるのでしょうか。	これまでの「電波障害調査・対策」の調査報告書は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
22	施設整備業務	2	1	1	5	7	5	周辺家屋影響調査・対策に関する業務対象エリア、方法について、ご教示下さい。	調査・対策の範囲や項目については、事業者の提案とします。 ただし、本施設の建設時の影響だけでなく、供用時の影響についても配慮してください。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
23	電波障害	2	1	1	5	7	6	現在の段階で、電波障害対策が完了している範囲について御教授いただけないでしょうか。	これまでの「電波障害調査・対策」の調査報告書は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
24	施設整備業務	2	1	1	5	7	6	電波障害調査・対策に関する業務対象エリア、方法について、ご教示下さい。	これまでの「電波障害調査・対策」の調査報告書は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
25	各種申請等の業務	2	1	1	5	7	7	駒場 キャンパスは一団地認定申請が必要と思われますが、今回の計画に影響を及ぼす可能性がある条件がありましたら御教授下さい。	駒場 キャンパスは、一団地の認定を受けておりません。 詳細については、要求水準書において提示します。
26	施設整備業務	2	1	1	5	7		本施設における喫煙スペースの設置について、どのようにお考えなのかお示し下さい。	学生利用部分は、（屋内）禁煙とします。 ただし、他の部分については、健康増進法にしたがって、受動喫煙の防止に配慮した喫煙スペースを設置してください。
27	施設整備業務	2	1	1	5	7		「中庭等」の等は、添付資料3の色付きの箇所との認識でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。詳細については、要求水準書において提示します。
28	事業の範囲	2	1	1	5	7		施工期間中における工事車両の運行エリア及び作業時間帯等の制限がありましたらお示し願います。	要求水準書において提示いたします。
29	事業の範囲	2	1	1	5	7		外構計画における既存樹木の利用および撤去は提案者の提案によるのでしょうか？	既存の樹木をできるだけ活用することを考えていますが、詳細については、要求水準書において提示します。
30	事業の範囲	2	1	1	5	4	2	『北館の購買業務及び書籍業務』について、当該業務施設に充てる面積、提供する物品及びサービスの概要についての方針をお聞かせください。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
31	維持管理業務	2	1	1	5	4	3	外構施設保守管理業務とは、中庭部分にモニュメント或いはベンチ等を設置した場合の管理ですか。管理の範囲及び対象の詳細をお示しください。	業務の範囲は事業計画地（実施方針で提示した範囲を多少変更する予定があります）内とし、モニュメントやベンチ等に限らず、設置されている全ての施設を対象とする予定です。 詳細については、要求水準書において提示します。
32	事業の範囲	2	1	1	5	4	3	外構施設保守管理業務には中庭は含まれますか？	含まれます。詳細については、要求水準書において提示します。
33	維持管理業務	2	1	1	5	4	3	外構施設保守管理業務は新築にかかわる部分のみでしょうか。全面道路及びそれに付随する側溝等は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	業務の範囲は事業計画地（実施方針で提示した範囲を多少変更する予定があります）内とし、設置されている全ての施設を対象とする予定です。 詳細については、要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
34	維持管理業務	2	1	1	5	イ	4	清掃業務には廃棄物処理業務は含まれますか。含まれる場合は廃棄物処理業務の範囲は施設内及び外構部分から発生した廃棄物を所定の保管位置に保管するまでで良いのでしょうか。	生活系廃棄物（日常的なごみ）については、大学が指定するゴミ置場への運搬までを業務の範囲とする予定です。その詳細や、購買・書籍・食堂より排出されるゴミの取り扱いについては、要求水準書にて提示します。
35	維持管理業務	2	1	1	5	イ	4	運営に関わる部分として、例えば各厨房のグリストラップ清掃や床面清掃、食堂の清掃、廃棄物処理等は、本事業の範囲内なのか、あるいは選定事業者自らの責任で行う運営業務の区分となるのかお示しください。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
36	維持管理業務	2	1	1	5	イ	4	清掃業務における「事業敷地内」という範囲は、実施方針添付資料2及び3にて黒く塗りつぶされた範囲を指しているのでしょうか。	業務の範囲は事業計画地（実施方針で提示した範囲を多少変更する予定があります）内とする予定です。詳細については、要求水準書において提示します。
37	事業の範囲	2	1	1	5	イ	4	『清掃業務（建築物内部及び外部・事業敷地内の清掃業務）』について、実施時間の制限はありますか？（例えば、午前8時まで完了していること、といったように）	大学としては「施設利用者の支障とならないこと」と考えていますが、具体的な実施時間については、事業者の提案とします。詳細については、要求水準書において提示します。
38	維持管理業務	2	1	1	5	イ	5	保安警備業務の範囲は北館・南館・和館それぞれの施設内で良いでしょうか。外構部分は対象外という解釈で良いですか。	保安警備業務の範囲は、北館・南館・和館の施設内部・外周部及び中庭（外構部分）を予定しています。詳細については、要求水準書において提示します。
39	維持管理業務	2	1	1	5	イ	5	現在の駒場 キャンパスの警備実施はどのように行われているのでしょうか。	正門守衛室に複数名が常駐し、構内を巡回警備しています。
40	事業の範囲	2	1	1	5	イ	5	保安警備業務について質問します。 休校日及び休校期における保安警備体制は、無人の機械化対応でよろしいですか。 警備員は常駐を前提としますか。 立哨警備業務と敷地内巡回警備業務を兼務できますか。 保安警備の対象施設は、本PFI事業対象の敷地内に限定されますか。	については、事業者の提案とします。ただし、夜間（終夜）の利用や休校日・休校期の利用（特に和館）に十分配慮し、保安警備業務計画、学校事務業務計画等を提案してください。 については、ご質問の通りです。詳細については、要求水準書において提示します。
41	事業の範囲	2	1	1	5	イ	5	『保安警備業務』に関して、機械警備を含めたセキュリティレベルの設定、及び敷地内の他施設との警備の連携に関する方針がございましたらお聞かせください。	要求水準書において提示します。
42	事業の範囲	2	1	1	5	イ	5	「維持管理業務」 保安警備業務に關しまして、機械警備・出入管理システムを導入することを想定した場合、当該施設以外の既存施設を併せた管理運営を想定若しくは検討提案可能でしょうか。	保安警備業務の範囲は、北館・南館・和館の施設内部・外周部及び中庭（外構部分）を予定しています。詳細については、要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
43	維持管理業務	2	1	1	5	イ	6	植栽の維持管理とは、新築にかかわる部分のみでしょうか。既存の樹木の管理は範囲に含まれないと考えて宜しいですか。	業務の範囲は事業計画地（実施方針で提示した範囲を多少変更する予定があります）内とし、新たな植栽とともに既存の樹木の管理も対象とする予定です。詳細については、要求水準書において提示します。
44	事業の範囲	2	1	1	5	イ		『大規模修繕』については事業期間中は実施予定が無く、『入札説明書等に示す機能を維持するために行う修繕・更新』は選定事業者が実施することになっていますが、『大規模修繕』と『入札説明書等に示す機能を維持するために行う修繕・更新』の具体的な区分を教えてください。	大規模修繕とは、大学が【自らの事由】（大学の事由による間仕切りの変更、用途の変更や設備性能の変更等）により別途発注する、施設の大規模な修繕のことです。入札説明書等に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模の大小にかかわらず本事業の範囲とします。詳細については、要求水準書において提示します。
45	維持管理業務	2	1	1	5	イ		「大規模修繕」について、施設利用を制限して行うものとされていますが、入札説明書等に示す機能を維持するための修繕・更新は規模にかかわらず本事業の範囲と示されています。本事業での大規模修繕の定義を明確化させていただきたく、よろしくお願い致します。	大規模修繕とは、大学が【自らの事由】（大学の事由による間仕切りの変更、用途の変更や設備性能の変更等）により別途発注する、施設の大規模な修繕のことです。入札説明書等に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模の大小にかかわらず本事業の範囲とします。詳細については、要求水準書において提示します。
46	事業の範囲	2	1	1	5	イ		本施設の大規模修繕の事業期間中の実施は予定していないとありますが、事業期間中の大規模修繕は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	大規模修繕とは、大学が【自らの事由】（大学の事由による間仕切りの変更、用途の変更や設備性能の変更等）により別途発注する、施設の大規模な修繕のことです。現段階では、係の大規模修繕の予定はありません。入札説明書等に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模の大小にかかわらず本事業の範囲とします。詳細については、要求水準書において提示します。
47	業務内容	2	1	1	5	イ		「本施設の大規模修繕（本事業における大規模修繕とは、本学が自らの事由により別途発注する、施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいう。）については、事業期間中の実施は予定していない。」とありますが、施設の利用を制限しない大規模修繕（例えば屋上の防水工事は利用の制限なしに行うことも可能かと考えられます。）についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。	大規模修繕とは、大学が【自らの事由】（大学の事由による間仕切りの変更、用途の変更や設備性能の変更等）により別途発注する、施設の大規模な修繕のことです。現段階では、係の大規模修繕の予定はありません。入札説明書等に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模の大小にかかわらず本事業の範囲とします。詳細については、要求水準書において提示します。
48	維持管理業務	2	1	1	5	イ		管球類やフィルター、衛生消耗品（トイレトペーパー、石鹸、汚物入れ等）の設置及び交換・補充費用は事業費に含まれるのでしょうか。	主たる施設利用者が大学側である範囲内の一般的な管球類やフィルター（特殊なものは事業者負担）については、大学より無償にて支給する予定です。詳細については、要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
49	大規模修繕の範囲	2	1	1	5	イ		大学が自らの事由により別途発注する、施設の利用を制限して行う大規模な修繕とは、施設の用途変更やレイアウト変更等の大規模なリニューアルのことをいい、それ以外の施設機能維持のための修繕・更新については、大規模なものを含めて本事業の範囲内として事業者が実施するものと理解して宜しいでしょうか？	ご質問の通りです。 大規模修繕とは、大学が【自らの事由】（大学の事由による間仕切りの変更、用途の変更や設備性能の変更等）により別途発注する、施設の大規模な修繕のことです。 入札説明書等に表示機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模の大小にかかわらず本事業の範囲とします。 詳細については、要求水準書において提示します。
50	維持管理業務	2	1	1	5	イ		施設の利用を制限して行う大規模な修繕（大学が別途発注するもの）は、事業期間中の実施を予定していないとの記載がありますが、事業者が行う修繕・更新業務において比較的大規模な施工を行う必要がある場合、施設の利用制限は認められるのでしょうか？	事業期間が長期間にわたるため、施設の利用を制限する場合（ケース）も、やむを得ないと考えます。 ただし、できる限りこういったケースを避けるとともに、利用者へのサービスが継続できるような代替措置等をお願いすることになります。
51	維持管理業務の範囲	2	1	1	5	イ		維持管理業務の対象施設及び範囲について明示願います。特に運営業務を行う対象施設についてご教示願います。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
52	事業の範囲	2	1	1	5	イ	ウ	「維持管理業務」及び「運営業務」に關しまして、隣接する既存の図書館・多目的ホールを一体で管理運営することについては、想定・検討されておりますか。	隣接する既存施設との一体管理は想定していません。
53	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	「北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務」とは、具体的にどのような業務を想定すればよろしいですか。	要求水準書において提示します。
54	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	「学校事務業務」について、その主要業務はどのような業務ですか。業務遂行にあたって、特別のスキル、資格などが必要ですか。	要求水準書において提示します。
55	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	「教育研究の補助業務」について、その主要業務はどのような業務ですか。業務遂行にあたって、特別のスキル、資格などが必要ですか。	要求水準書において提示します。
56	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	『北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務』の業務内容、業務ボリューム等について教えていただけますでしょうか。	要求水準書において提示します。
57	運営業務	2	1	1	5	ウ	1	「学校事務業務及び教育研究の補助業務」のうち、貴大学が本事業に含む業務内容、業務形態等について、具体的にご教示ください。	要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
58	運営業務	2	1	1	5	ウ	1	学校事務業務・教育研究の補助業務に関し、特別な情報システム導入が事業者の業務に入りますでしょうか。もし入る場合には、その内容、システムの維持管理等についてご教示ください。	駒場 キャンパス情報システム（施設内情報インフラ等）の設置を業務範囲とする予定です。ただし、当該システムの維持管理等は、別途大学が実施する予定です。詳細については、要求水準書において提示します。
59	運営業務	2	1	1	5	ウ	1	北館（教育研究施設部分）の学校事務業務及び教育研究の補助業務とは具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか。非常に短期間である選定スケジュールを鑑み、応募に向け、受託業務の分担、企業の選定等が急務となります。つきましては運営業務の学校事務業務・教育研究の補助業務の詳細（業務内容、業務量、既存機能との関係等）をご教示ください。例えば、施設利用の受付業務をお考えなののでしょうか。また、上記業務は本件の施設対象エリアのみなのか、それとも他の施設までを対象としているのでしょうか。	要求水準書において提示します。
60	運営業務	2	1	1	5	ウ	1	北館（教育研究施設部分）の学校事務業務、及び教育研究の補助業務とはどのような業務を想定したらよいか具体例を示していただけませんか。またその業務量はどの位でしょうか？	要求水準書において提示します。
61	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	「北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務」について、身体運動実習室は専用の機器、設備が必要と思われますが、どのような設備を想定されていますでしょうか。また、その設備も本事業の整備対象でしょうか。	要求水準書において提示します。
62	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	「北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務」について、舞台芸術実習室は専用の機器、設備が必要と思われますが、どのような設備を想定されていますでしょうか。また、その設備も本事業の整備対象でしょうか。	要求水準書において提示します。
63	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	「北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務」について、音楽実習室は専用の機器、設備が必要と思われますが、どのような設備を想定されていますでしょうか。また、その設備も本事業の整備対象でしょうか。	要求水準書において提示します。
64	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	「北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務」について、具体的にどこまでの業務を想定されていますでしょうか。また、常勤の人員配置も必要でしょうか。	要求水準書において提示します。
65	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	学校事務業務及び教育研究の補助業務の具体的内容をお示し願います。	要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
66	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	購買業務、書籍業務において取り扱う物品・サービス・書籍等の内容における必要最低限の条件をお示し願います。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
67	運営業務	2	1	1	5	ウ	1	学校事務業務及び教育研究の補助業務について、業務内容の詳細（作業内容・作業量・責任分担 等）を教えてください。	要求水準書において提示します。
68	運営業務	2	1	1	5	ウ	1	北館（教育研究施設部分）の「学校事務業務」及び「教育研究の補助業務」に関する具体的な業務内容についてご教示下さい。	要求水準書において提示します。
69	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務とは、具体的にどのような業務でしょうか。	要求水準書において提示します。
70	運営業務の範囲	2	1	1	5	ウ	1	事業参画を検討するにあたって、事業者が実施する学校事務業務及び教育研究の補助業務については比較的特殊な内容が含まれると想定されますので、その業務の項目・概要について明示願います。	要求水準書において提示します。
71	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	1	民間事業者が運営業務を提案するうえで、既存の生協との関わりはどのように考えれば宜しいでしょうか。（本件がPFI事業であることを鑑み、全て事業者提案の運営スキームを構築するのか、もしくは生協と連携した運営スキームの構築が必要であるならば、その条件、内容が示されるべきと考えますが、大学の見解についてご教示願います。）	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
72	運営業務	2	1	1	5	ウ	2	北館の購買業務に該当するサービスの提供とは、どのようなサービスですか。事業者の提案によるということでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
73	運営業務（書籍）	2	1	1	5	ウ	2	既存の書籍業務では、割引価格で販売しているようですが、民間事業者が書籍販売を行う場合、割引を前提としなくとも宜しいのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
74	運営業務（購買業務）	2	1	1	5	ウ	2	購買業務の品揃えは、コンビニエンスストア程度と考えて宜しいのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
75	東京大学生協の取扱	2	1	1	5	ウ	2	事業の範囲として、「購買業務」及び「書籍業務」が運営業務の中に含まれています。これらは現在東京大学生協（生協）により実施されている業務で、生協により書籍やCDの割引制度や利用高の還元制度といった東京大学の学生ら（院生ほかを含む生協組合員）にとって利益となるサービスが提供されています。これらサービスについては、学生らの出資金により非営利目的で運営される生協のみが提供できるもので、営利目的で本事業に入札して選定された民間事業者が行うことは現実的に不可能と思われます。従って現在の実施方針に従い、生協に代替して民間事業者が本事業を実施するならば、駒場 キャンパスの学生らについては一部不利益が生じる恐れがありますが、これについては学内の合意はできているとの理解で宜しいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
76	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	2	「運営業務」 購買業務に関しまして、売店の24時間営業は可能ですか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
77	運営業務	2	1	1	5	ウ	2	購買業務及び書籍業務について、業務内容の詳細（作業内容・作業量・責任分担等）を教えてください。特に、書籍、教科書等の販売とありますが、どのようなことを想定されていますか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
78	運営業務	2	1	1	5	ウ	2	書籍業務につき現行の書籍販売の実績一覧等の情報は公開されますか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
79	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	「アルコールの提供や学内における会議やパーティーへの出張サービスも、協議により認める予定」とありますが、提案書への記載については、審査対象となるのでしょうか。	落札者決定基準において、評価項目及び評価基準等を提示します。
80	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	南館 食堂Cについて、2階に480席程度とありますが、添付資料4 27頁では南館3階になっています。どちらを正解と考えればよろしいでしょうか。	食堂C及び厨房Cについては、南館2階での設置を想定しています。
81	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	3	『南館の食堂運営業務』について、営業日は月曜日から土曜日ということですが、営業時間のご指定があれば教えてください。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
82	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	「南館の食堂運営業務」について、食堂A、食堂B、食堂C、特別食堂とありますが、各食堂の具体的なターゲット等（例えば、食堂A：オープンカフェ形式、食堂B：ラウンジ形式食堂、食堂C：一般的食堂、特別食堂：職員食堂等）をご教示ください。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
83	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	南館の3階にある特別食堂とは、学内需要のみを対象にした食堂と考えておられるのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
84	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	南館の食堂A・B・Cのサービス内容として、アルコールの提供は認められるのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
85	大学生協	2	1	1	5	ウ	3	大学生協は運営企業として構成員・協力企業になることが認められるのでしょうか。（大学生協は豊富な経験をもっているとともに現在の食堂事業者でありますから、生協とコンソーシアムが組めなかった企業は情報面で不利となることが想定されます。）	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
86	大学生協	2	1	1	5	ウ	3	本事業の供用が開始された時、既存の大学生協の店舗は閉鎖されるのでしょうか。運営事業との密接な関係が生じますので、明確にご回答お願いします。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
87	購買業務について	2	1	1	5	ウ	3	購買業務で、販売品・販売価格はどの程度の品数を販売し、価格帯は どのくらいに設定すればよろしいのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
88	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	3	食堂をA,B,C、特別それぞれに区分したのは、どのような運用を想定されますでしょうか。 また、例えば、食堂A内で中華と洋食に分割するなど、再区分の提案も可能でしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
89	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	3	特別食堂の他に一般の食堂がA,B,Cと三つ計画された主旨をご説明ください。三つを提案者の提案によってランク分け等を行って宜しいのでしょうか？	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
90	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	3	現在ある学生食堂の平常時と長期休暇時の利用率等のデータがあればお示し願います。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
91	特定事業の選定に関する 事項	2	1	1	5	ウ	3	施設位置・規模 食堂C 南館の2階とありますがP27（添付資料4）南館 福利厚生施設 においては食堂C南館3Fとなっております。正式なフロアはどちらでしょうか。	食堂C及び厨房Cについては、南館2階での設置を想定しています。
92	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	福利厚生施設部分の食堂運営業務における要求するサービスの相違点について施設毎（食堂A・食堂B・食堂C・特別食堂）にご教示下さい。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
93	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	南館の食堂運営業務について、「c サービス内容」「d 営業日」「休日及び休講日の営業」については選定事業者の提案によるとの記載がございますが、与条件等はないとの理解で宜しいでしょうか？ご教示下さい。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
94	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	南館の食堂運営業務について、営業時間に関する条件についてご教示下さい。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
95	業務内容	2	1	1	5	ウ	3	食堂 A、B、Cともセルフサービスという意味で同タイプの食堂と思われますが、あえて3つに分けた趣旨はどのようなものでしょうか？	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
96	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	2 3	「物品の販売・サービスの提供等」、「書籍・教科書等の販売等」及び「食堂」等の業務、施設について、地域、近隣住民等学校関係者以外者への開放、利用は可能ですか。 利用可能な場合、学校関係者と学校関係者以外者の利用条件に差、制限はありますか。	本施設及び中庭は特に地域住民との交流の場と考えますので、学外者の利用を制限しませんが、提供するサービスの内容については事業者の提案によります。
97	周辺施設	2	1	1	5	ウ	2 3	運営業務のなかで、北館（福利厚生施設部分）の購買業務及び書籍業務、南館の食堂運営業務が事業の範囲となってますが、駒場 キャンパス内本件計画地に近接して既存の購買・書籍・食堂施設があります。本事業の供用開始後はそれぞれの施設の並存をお考えでしょうか。それとも既存施設は廃止されるのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
98	運営業務	2	1	1	5	ウ	2 3	北館における購買業務及び書籍業務、南館における食堂運営業務は大学生協等と競合すると思われます。取り扱い商品・サービス、価格等に何らかの制約や生協との業務分担がありますか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
99	東京大学生協の取扱	2	1	1	5	ウ	2 3	「東京大学（駒場）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業」（「本事業」とします）の事業の範囲として、運営業務の中に「購買業務」、「書籍業務」及び「食堂運営業務」があります。これは東京大学生協（生協）が現在実施している業務と思われますが、本事業開始後、生協はかかる業務を落札事業者と重複しないよう速やかに終了するとの理解で宜しいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
100	東京大学生協の取扱	2	1	1	5	ウ	2 3	事業の範囲として、「購買業務」、「書籍業務」及び「食堂運営業務」が運営業務の中に含まれています。これらは現在東京大学生協（生協）により実施されている業務で、購買及び書籍業務については生協により書籍やCDの割引制度や利用高に応じた還元制度、食堂業務については安価なメニューの提供といった生協ならではの東京大学の学生ら（院生ほかを含む生協組合員）にとって利益となるサービスが提供されています。また食堂運営業務に関しフロア毎の厨房設置義務があり、必要な設備投資額も相応額となることが予想されます。事業期間を概ね13年（平成31年に終了）とする条件下で、利用者の便益を損ねることなく本件事業を実施するには、生協を構成員として事業期間終了後の収入等をも視野に入れた事業計画を構築することが最も現実的と思われます。これに従い生協（東京大学生協）を入札参加グループに加えることを検討したいと存じますが、生協を入札参加グループに加える上で、何か制限等があれば具体的にご教示ください。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
101	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	2 3	「運営業務」 購買業務、 南館の食堂運営業務に関しまして、現在駒場キャンパス内に食堂・売店等の施設がどのくらいの規模で設置されておりますか。	要求水準書の資料として提示します。
102	事業の範囲	2	1	1	5	ウ	2 3	「食堂等の運営業務」について、計画敷地の西側には、学生食堂や、書籍販売、雑貨販売等売店がありますが、今回の食堂等の運営計画については、将来的にどのような形での運営をお考えなのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
103	運営業務	2	1	1	5	ウ		各施設（教育研究施設・福利厚生施設・食堂施設）の運営時間をお示ください。事業者の提案ということであれば、既存施設（食堂等）の運営時間を参考としてお示し頂きたい。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
104	運営業務	2	1	1	5	ウ		運営業務の中に和館が含まれておりませんが、和館の利用方法、運営についてのお考えを御教授ください。	要求水準書において提示します。
105	運営業務	2	1	1	5	ウ		現在お考えの和館の整備目的、利用形態について御教授ください。	要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
106	運 営 業 務（独 算）	2	1	1	5	ウ		食堂・書籍・購買業務を独立採算で運営を想定されているようですが、どのような前提条件となるのでしょうか。教職員・学生以外の利用者が想定できない点、休日・祝祭日・長期休み期間の施設利用が期待できない点、価格選定を高くすることが困難な施設であることから、以下事項を前提条件として頂けますでしょうか。 賃料・施設使用料は、無償としていただけますでしょうか。 水道光熱費等を無償として頂けますでしょうか。 内装費・什器備品（厨房機器等を含む）の初期投資費用を、貴校の負担（サービス購入費）としていただけますでしょうか。 什器備品等の更新費用は、大学負担として頂けますでしょうか。 事業期間終了時の引渡要件は、引渡時に要求水準を満たしていることとし、過度な現状復旧費用を事業者が負担しなくて良いようにしていただけますでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
107	運 営 業 務（独 算）	2	1	1	5	ウ		運営業務にある、食堂A、B、Cの想定される違いは何でしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
108	運 営 業 務（独 算）	2	1	1	5	ウ		運営業務において、学校事務業務、教育研究の補助業務、購買・書籍業務を生協が運営し、食堂運営業務のみを民間業者が運営する仕立てに変更することは可能でしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
109	事業の範囲	2	1	1	5	ウ		当該施設の近くで物販の購買業務、書籍業務並びに食堂運営業務を行っている「大学生協」が、今回のPFI事業の運営に關与することはないと考えてよろしいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
110	事業の範囲	2	1	1	5	ウ		事業目的に「開かれた大学」の理念を具現化するとありますが、運営事業として行う購買業務、書籍業務並びに食堂運営業務の顧客として、東京大学の大学生及び大学関係者に加えて、当該施設の近隣の住民等一般市民も対象とするのでしょうか。	本施設及び中庭は特に地域住民との交流の場と考えますので、学外者の利用を制限しませんが、提供するサービスの内容については事業者の提案によります。
111	事業の範囲	2	1	1	5	ウ		和館についての運営業務の内容が示されておられません。また、事業者の業務に含まれないのであれば、参考までに利用イメージをお示し願います。	要求水準書において提示します。
112	事業の範囲	2	1	1	5	ウ		本施設完成後、現在「大学生協」で運営されている食堂・購買・書籍販売業務について、引き続き運営されるかどうか決まっていましてお示し願います。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
113	運営業務	2	1	1	5	ウ		本事業は、主にキャンパス内の限られた構成員を対象とした事業であると理解していますが、既存の事業者との関係を示すことなく、事業の範囲に運営業務を含めたのはなぜでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
114	運営業務	2	1	1	5	ウ		購買、食堂の運営事業者に、東京大学生協が参画することは可能でしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
115	運営業務	2	1	1	5	ウ		運営業務について、東大生協とSPCとの今後の関係を教えてください。又、現状の生協利用状況の詳細データを提示していただけないでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
116	運営業務	2	1	1	5	ウ		運営業務(購買業務、書籍業務、食堂運営業務)について、係る費用とは何を想定していますか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
117	運営業務	2	1	1	5	ウ		福利厚生施設部分の購買業務及び書籍業務、及び食堂運営業務の検討のため、既存の食堂、売店の営業データをご教示頂くことは可能でしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
118	運営業務	2	1	1	5	ウ		運営業務について、現在東大生協が食堂運営業務、購買業務、書籍業務を行っています。今回の実施方針で民間事業者の事業範囲としたことで、選定結果によっては東大生協が事業を行わない可能性もあると理解してよろしいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
119	業務内容	2	1	1	5	ウ		提案審査において、運営業務の内容（例えば食堂のメニューや料金設定、購買部・書籍部の品揃え、注文・納入のシステム）についても評価項目となるのでしょうか？	落札者決定基準において、評価項目及び評価基準等を提示します。
120	大規模修繕	2	1	1	6	イ		「本施設の大規模修繕（本事業における大規模修繕とは、本学が自らの事由により別途発注する、施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいう。）については、事業期間中の実施は予定していない。」とは、事業者が計画する大規模な修繕・更新について、実際の施工の際に施設の利用を制限することを禁止することではないと理解してよろしいでしょうか。	事業期間が長期間にわたるため、施設の利用を制限する場合（ケース）も、やむを得ないと考えます。ただし、できる限りこういったケースを避けるとともに、利用者へのサービスが継続できるように代替措置等をお願いすることになります。
121	運営業務	2	1	1		ウ	1	北館の学校事務業務及び教育研究の補助業務とはどのような業務内容ですか。	要求水準書において提示します。
122	運営業務	2	1	1		ウ	2	併設されている駒場図書館の図書購入業務を代行することは可能でしょうか。	駒場図書館の図書購入業務は、別途大学が自ら行います。
123	運営業務	2	1	1		ウ		北館の福利厚生施設（購買・書籍）及び南館の食堂は近隣住民も含め一般利用も想定していますか。	本施設及び中庭は特に地域住民との交流の場と考えますので、学外者の利用を制限しませんが、提供するサービスの内容については事業者の提案によります。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
124	運営業務	2	1	1			ウ	運営業務全般について、生協はどのような関わり合いを持つのでしょうか。運営業務の契約先として、大学側の窓口となるのですか。それとも一法人として提案可能な立場となるのかお示し下さい。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
125	維持管理業務	2	1	5			イ	事業期間終了時の施設の機能に関する要求水準はありますか？	要求水準書において提示します。
126	運営業務	3	1	1	5		ウ 3	休校期の具体的な期間を教えてください。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
127	購買業務について	3	1	1	5		ウ 3	ご希望の営業時間帯についてご解答の程、宜しく願いいたします。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
128	事業の範囲	3	1	1	5		ウ 3	通常の、駒場 キャンパスにおける開門・閉門日（曜日）および時間をお示し願います。	要求水準書の資料として提示します。
129	運営業務	3	1	1	5		ウ 3	学内における会議やパーティーの出張サービスにつき、（駒場 ）への出張も協議の対象となりますか	協議の対象とする予定です。詳細については、要求水準書において提示します。
130	事業の範囲	3	1	1	5		ウ 3	営業時間については何かご指示はありますでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
131	運営業務	3	1	1	5		ウ 3	休日及び休講期の用語の定義について具体的にご教示願います。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
132	運営業務	3	1	1	5		ウ 3	「d 営業日について」年間授業スケジュールをお教え頂ければ幸いです。	要求水準書の資料として提示します。
133	金利の考え方	3	1	1	6			割賦方式により支払う場合の金利は、どのようにお考えでしょうか。	基準金利（固定）＋スプレッド（固定）方式を予定しています。詳細については、入札説明書等において提示します。
134	選定事業者の収入	3	1	1	6			維持管理及び運営業務のサービスに係る対価は事業契約に定める額となっていますが、割賦方式とは異なるのですか。設計・建設等の初期投資に係る対価については「事業契約に定める額を割賦方式により支払う」となっています。	維持管理業務及び運営業務に対するサービス対価の支払は、維持管理業務・運営業務の開始から事業期間終了まで、原則として均等で行う予定です。詳細については、入札説明書等において提示します。
135	選定事業者の収入	3	1	1	6			水道光熱費の負担は北館は事業者、南館及び和館は大学となるのでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
136	選定事業者の収入	3	1	1	6			設計、建設等の初期投資にかかわる対価を割賦払いとありますが、北館と南館の維持管理開始時期が異なっています。初期投資部分の割賦支払いは、1本なののでしょうか。それとも施設ごとに分けて支払われるのでしょうか。同様に維持管理費用についても現時点でのお考えをご教示ください。	施設ごとの初回の支払時期は異なり、その後の支払（同時となった場合）も、その内訳を明確に区分して取り扱う予定です。詳細については、入札説明書等において提示します。
137	選定事業者の収入	3	1	1	6			「初期投資に係る対価について・・・割賦方式により」とありますが、BOT方式につきましても割賦として定義づけられ、維持管理運営対価の支払いとは明確に分けられると理解して宜しいでしょうか。	BOT・BTOの双方とも、施設整備部分の支払と維持管理運営部分の支払の内訳は、明確に区分して取り扱う予定です。詳細については、入札説明書等において提示します。
138	費用負担区分について	3	1	1	6			1.内装・給排水・ガス・電気・空調等 2.厨房設備・機器等 3.ホール家具（イス・テーブル・サンブルケース）等 4.精算機器（券売機・レジ） 5.事務用備品（電話機・FAX・事務用机・イス・ロッカー） 6.厨房消耗品（洗剤・石鹸・消毒液）等 7.ホール消耗品（ナフキン・クロス・お茶）等 8.水光熱費 9.通信費（電話代・郵便代・新規回線開設量） 10.清掃（日常・定期・特殊清掃・防虫・防鼠） 11.ゴミ処理・廃油処理 以上11点の食堂運営に係わる費用負担区分について大学側負担か選定事業者負担かのご解答を宜しくお願いいたします	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
139	選定事業者の収入	3	1	1	6			運営業務（購買業務、書籍業務、食堂運営業務）のための設備並びに什器・備品については、施設整備業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
140	運営業務	3	1	1	6			購買業務、書籍業務及び食堂運営業務については独立採算で運営することとなっていますが、駒場キャンパスにおける、これらの業務の現在の運営状況（店舗数、運営規模及び収支の概況等）及び本事業実施後の運営の方針（既存施設の統廃合の有無等）について御教示願います。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
141	運営業務	3	1	1	6			今回御提示いただいた案では、南館の大部分を食堂が占めていますが、運営開始後に需要が減少した場合、他の用途（例えば、購買施設、喫茶室等）に変更することは可能でしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
142	選定事業者の収入	3	1	1	6			選定事業者が自ら行う運営業務（購買業務や書籍業務、食堂運営業務）は入札価格の対象外とありますが、審査項目の中には入ると考えてよろしいでしょうか。	運営業務（購買業務や書籍業務、食堂運営業務）についても、評価項目の中を含める予定です。詳細については、落札者決定基準において、評価項目及び評価基準等を提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
143	選定事業の収入	3	1	1	6			期工事分と 期工事分其々の初期投資に係る対価の支払い時期（初回）は、供用開始日の差異に伴い異なるとの理解でよろしいでしょうか？その場合、サービス対価の支払は 期工事分と 期工事分各々別々に支払われるとの理解で宜しいでしょうか？	施設ごとの初回の支払時期は異なり、その後の支払（同時となった場合）も、その内訳を明確に区分して取り扱う予定です。詳細については、入札説明書等において提示します。
144	事業の範囲	3	1	1	6			B T O事業において大学側の所有となる厨房設備等の備品の整備範囲及び費用負担について明示願います。	運營業務等に関連する本質問は、後日（ 7 月半ばを目処に）回答させていただきます。
145	事業方式	3	1	1	7			事業方式を北館は B O T、南館及び和館は B T O と分けた理由をお示し下さい。	大学の方針に基づいています。
146	事業方式	3	1	1	7			北館を B O T 方式、南館及び和館を B T O 方式と、方式を区別するのはどうしてですか。	大学の方針に基づいています。
147	事業方式	3	1	1	7			「北館： B O T 方式、南館及び和館： B T O 方式」とありますが、外構部分の事業方式についてご教示ください。	B T O 方式として取り扱う予定です。詳細については、入札説明書等において提示します。
148	事業方式	3	1	1	7			BOT部分の契約終了時の施設の譲渡方法についてお示しください。また、無償譲渡の場合の減価償却の方法（有税償却あるいは、延払基準の適用によるリース取引を適用した方法等）についてご教示ください。	無償譲渡とする予定です。また、大学は、国税庁通達の「売買とされる P F I 事業について」の適用を受けることを想定していますが、その判断は国税庁が行うところです。詳細については、入札説明書等において提示します。
149	土地の貸借	3	1	1	7			B O T 方式を想定しているとのことですが、事業者が借地する土地の範囲は貴校で設定していただけるのでしょうか。その設定の際の費用負担は、貴校でなされるのでしょうか。ご教授下さい。	事業計画地（実施方針で提示した範囲を多少変更する予定があります）内で事業者が提案する範囲とし、土地を無償で貸与する予定です。詳細については、要求水準書において提示します。
150	BTO施設の賃料	3	1	1	7			B O T 方式を想定しておられる北館にて、購買業務及び書籍業務の実施が定められていますが、当該業務を実施するにあたり賃料等は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	運營業務等に関連する本質問は、後日（ 7 月半ばを目処に）回答させていただきます。
151	事業方式	3	1	1	7			同一の事業方式とせず、北館をBOT、南館、和館をBTOとしたそれぞれの、理由、目的、その狙いとするところ、お考えをお示しください。	大学の方針に基づいています。
152	事業方式	3	1	1	7			北館を B O T 方式、南館及び和館は B T O 方式と、それぞれ異なる事業方式を想定されておりますが、その理由をご教示願います。	大学の方針に基づいています。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
153	事業方式	3	1	1	7			本事業では、同一の特別目的会社がＢＴＯ事業とＢＯＴ事業の双方を運営することを想定していると理解してよろしいでしょうか。同一の特別目的会社がＢＴＯ事業とＢＯＴ事業の両方を運営する場合、両事業間のリスクの切り分け等において支障が生じます。事業方式をＢＴＯ方式に統一いただけないでしょうか。	ＢＯＴ・ＢＴＯの双方を、同一の事業者とします。この方式を変更（統一）する予定はありません。
154	事業方式	3	1	1	7			あえて、北館がＢＯＴで、南館・和館をＢＴＯとして、方式を分けた理由はなんでしょうか。	大学の方針に基づいています。
155	事業方式	3	1	1	7			事業方式について北館にＢＯＴを採用する理由を教えてください。ＢＴＯでもよろしいのではないですか。	大学の方針に基づいています。
156	事業スケジュール	3	1	1	9	ア	1	工事用車両の搬入は、工事用地の北側多目的ホール東側になると思われますが、和館が北館と同一の１期工事になりますと南館への搬入及び工事仮設計画が厳しいものになると考えます。和館は２期工事にはなりえないでしょうか。	北館・和館は 期工事とし、南館（中庭を含む）は 期工事とします。この工期を変更する予定はありません。
157	事業スケジュール	3	1	1	9	アイ	1	１期工事と２期工事の供用開始日が異なる理由は何か、お教え下さい。	大学の方針に基づいています。
158	民間事業者選定の方法	6	2	1				「東京大学会計規定」との記載がございましたが、同規定を開示頂くことは可能でしょうか。ご教示下さい。	ホームページにて公表とします。
159	選 定 の ス ケ ジ ュ ール	6	2	2				選定の手順及びスケジュールにつきまして、既に実施方針を公表されている他の国立大学のＰＦＩ事業に比べて非常に厳しいと考えます。また、事業契約締結から期工事の完了まで、設計期間等を考えますと18年3月の建物完成は非常に厳しいと考えます。今後のスケジュールの進捗にもよりますが、応募、建設スケジュールを延ばしていただくわけにはまいりませんかでしょうか。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
160	参加要件等	10	2	4	1	ア		東京大学契約事務取扱規程（平成16年4年1日）を公表頂きたく、ご検討願います。	ホームページにて公表とします。
161	実施方針に定める規程	10	2	4	1	ア		「東京大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日）第2条及び第3条」及び「同規程第4条に定める規程」とはどのような内容となっているのでしょうか。可能であれば同規程を公表頂くようお願い申し上げます。	ホームページにて公表とします。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
162	参加要件	10	2	4	1	7		参加要件として、「東京大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日）第2条及び第3条の定めにより該当しないものであり、かつ同規程第4条に定める資格を有する者であること。」となっておりますが、本規程の第2条、第3条、第4条の内容について教えていただきますよう、お願い申し上げます。	ホームページにて公表とします。
163	応募者の参加要件等	10	2	4	1	7		「東京大学契約事務取扱規程」との記載がございますが、同規程を開示頂くことは可能でしょうか。ご教示下さい。	ホームページにて公表とします。
164	実施方針に定める通知	10	2	4	1	ウ		『「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）』とはどのような内容となっているのでしょうか。可能であれば同通知を公表頂くようお願い申し上げます。	入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
165	実施方針に定める通知	10	2	4	1	ウ		『「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領』とはどのような内容となっているのでしょうか。可能であれば同通知を公表頂くようお願い申し上げます。	入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
166	参加資格要件	10	2	4	1	キ		応募者の参加要件等として、『「東京大学PFI事業推進委員会」（以下「審査会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。』とありますが、かかる審査会委員名及び属する企業を公表願います。	入札説明書等において提示します。
167	参加資格要件	10	2	4	1			選定事業者により設立されるSPCより直接業務を受託又は請負を予定していない下請企業については、10ページから12ページにかけて2.(4)に記載される参加資格要件を満たす必要がないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。詳細については、入札説明書等において提示します。
168	資格要件	10	2	4	1			応募者の資格要件として、構成員の業種の指定に関する記載がありませんが、例えば維持管理を行う企業が単独で応募し、当選後、応募企業が任意の設計企業・建設企業を選定する取組が可能であるという理解でよろしいでしょうか？	競争参加資格確認申請の時点において、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社に、設計、建設、工事監理、維持管理の資格を満たし、当該業務を担当する者が含まれている必要があります。詳細については、入札説明書等において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
169	応募者の参加資格要件等	10	2	4	1			協賛会社の変更を認めないとは、競争参加資格申請時に参加の意思を表明した協賛会社については脱退することを認めないということであり、実施段階でSPCが参加表明時に明示していなかった企業に業務を委託または請け負わせることを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。	競争参加資格確認申請の時点において、応募企業、応募グループの構成員及び協賛会社に、設計、建設、工事監理、維持管理の資格を満たし、当該業務を担当する者が含まれている必要があります。したがって、設計、建設、工事監理、維持管理の業務を担当する者は、最初から応募企業、応募グループの構成員及び協賛会社として申請した者に限ります。詳細については、入札説明書等において提示します。
170	参加資格要件	10	2	4	2			運営に当たる者の資格等要件があれば、明示して頂けないでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
171	資格要件	10	2	4	2			運営に当たる者の資格要件が特に定められておりません。特に必要はないと考えてよろしいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
172	資格要件	10	2	4	2			「応募者の構成員等の資格等要件」において、運営業務について具体的資格要件の記載がありませんが、参加要件は特に設けないとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
173	資格要件	10	2	4	2			本事業の事業範囲のうち、運営業務を担当する企業の資格要件はないものと理解してよろしいでしょうか？	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
174	参加資格要件	11	2	4	1	7		「東京大学契約事務取扱規程」を参考資料として示して頂けないでしょうか。	ホームページにて公表とします。
175	資格要件	11	2	4	2	7	5	「同種業務の建物の設計実績」について、特に以下の部分について具体的にお示し頂けないでしょうか。 建物規模は問われるのでしょうか？ ホテル、レストラン、商業施設の設計実績は実績として認められるのでしょうか？ だけでは認められない場合、例えば「校舎3,000㎡」又は「公民館3,000㎡」と「商業施設7,000㎡」、併せて10,000㎡といった実績は認められるのでしょうか？ 実績の少ない企業にとって、入札説明書まで資格要件が具体的に示されない事は、コンソーシアムへの参加機会を失う事に繋がります。何卒、宜しく願い申し上げます。	1000㎡以上の食堂（厨房・客席等の合計）を含んだ5000㎡以上の複合施設の設計業務実績を予定しています。詳細については、入札説明書等において提示します。
176	参加資格要件	11	2	4	2	イ	1	9行目に「全ての応募企業又は応募グループの構成員及び協賛会社が上記を満たすものとする」とありますが、協賛会社も「上記」を満たす必要があるのでしょうか。	ご質問の通りです。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
177	参加資格要件	11	2	4	2	イ	2	「請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者」とありますが、誰がどのようにすれば「請負を実施するに必要とする資格を有している」ことになるのか、可能な範囲で具体的にご教示頂けないでしょうか	事業者の提案によるサービス内容において、特別に必要となる資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるものを、応募者の判断で提出していただく予定です。 詳細については、入札説明書等において提示します。
178	参加資格要件	11	2	4	2	ウ	2	請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明するためには、具体的にどのような書類等を提出すれば良いのでしょうか？	事業者の提案によるサービス内容において、特別に必要となる資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるものを、応募者の判断で提出していただく予定です。 詳細については、入札説明書等において提示します。
179	参加資格要件	11	2	4	2	ウ	3	「同種規模」の「同種」とは大学の施設という解釈でしょうか？	食堂を含んだ5000㎡以上の複合施設の維持管理業務実績を予定しています。 詳細については、入札説明書等において提示します。
180	特別目的会社の株式	12	2	4	4			特別目的会社の株式に関し、6行目に「本学の事前の書面による承諾がある場合を除き」との記載がありますが、合理的な理由の無い限り承諾頂けるとの認識で宜しいでしょうか。ご承諾頂けない場合は、プロジェクトファイナンス組成が困難となります。	合理的な理由がない限り承諾する予定ですが、詳細については、入札説明書等において提示します。
181	審査及び選定	12	2	5	1	イ		貴校が独立行政法人になられたことにより、事業者選定の定量審査は、除算方式以外でも行うことができるのではないかと考えますが、加算方式を採用することは可能なのでしょうか。	落札者決定基準において提示します。
182	予定価格	12	2	5	1			貴校が独立行政法人になられたことにより、これまで不可能であった予定価格の公表は可能なのでしょうか。	予定金額の事前公表を行う予定はありません。
183	情報公開	13	2	8	1			「本事業において公表及びその他本学が必要と認めるときには、本学は提案書の全部または一部を使用できるものとする。」とされていますが、情報公開法の不開示条件となっている事項については、使用されないと考えて宜しいのでしょうか。	ご質問の通りです。「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が適用されると考えていますが、詳細については、入札説明書等において提示します。
184	選定事業者の責任の履行に関する事項	14	3	3				運営期間中の履行保証に対するペナルティとして、具体的な保証の仕方を考えているのか、契約保証金の納付等の措置に盛り込まれているのかご教示下さい。	入札説明書等において提示します。
185	責任の履行	14	3	3				選定事業者の責任の履行に関する事項において、事業契約の保証として挙げられているもの（3種類）は、すべて期間的には建設期間までのものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。 詳細については、入札説明書等において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
186	建設（工事施工）完成時	15	3	4	2	ウ		「施工記録を用意」とありますが、東京大学における施工記録基準等がございましたらご教示ください。	要求水準書において提示します。
187	施設の立地条件	16	4	1				地質調査等の立地条件は入札公告でどの程度まで公表されるのでしょうか。また入札公告で公表される地質調査等の条件が不十分と判断した場合に、提案書提出前に地質調査等を実施することは可能でしょうか。	地質調査の関連資料（隣接施設のデータ）及び現状敷地測量図等（既存樹木を含む）の関連資料は、要求水準書において提示します。 建設地土地履歴、埋蔵文化財発掘調査の関連資料は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。 なお、応募者による事前の地質調査等は認める予定はありません。ただし、大学の許可を得て実施する「目視程度の調査」は可能とする予定です。
188	施設の立地条件	16	4	1				当該敷地の敷地測量図、高低測量図および既存樹木現況図を提示するよう願います。	地質調査の関連資料（隣接施設のデータ）及び現状敷地測量図等（既存樹木を含む）の関連資料は、要求水準書において提示します。 建設地土地履歴、埋蔵文化財発掘調査の関連資料は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
189	施設の規模等	16	4	2	1		1	「北館」教育研究施設について、民間を含む外部への貸し出しを想定しておりますか。	大学関係者以外の者が代表となる貸し出しは想定していません。
190	施設の規模等	16	4	2	1		1	北館の教育研究施設における、「多目的教室」「舞台芸術実習室」「音楽実習室」「身体運動実習室」の設置目的及び利用形態についてご教示下さい。	要求水準書において提示します。
191	施設の規模等	16	4	2	2		1	16頁4（2）施設の規模等では、食堂Cは2階に設置となっています。一方、添付資料4施設の概要（案）では、3階に設置となっています。2階に設置を正として宜しいでしょうか。	食堂C及び厨房Cについては、南館2階での設置を想定しています。
192	施設の規模等	16	4	2	3		1	和館の和室の設置目的及び利用形態についてご教示下さい。	要求水準書において提示します。
193	施設の規模等	16	4	2	3			和館は福利厚生施設となっていますが、具体的な利用目的を教えてください。	要求水準書において提示します。
194	施設の規模等	16	4	2	3			「和館」について、どのような用途を想定しておりますか。宿泊及び飲食については想定しておりますか。	要求水準書において提示します。
195	施設の規模等	16	4	2				入札公告において試設計の図面、仕様や資料は公表されるのでしょうか。	要求水準書の資料として提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
196	施設の規模等	16	4	2				計画延床面積上限+2%以内、下限-1%以内とありますが、要求水準書で公表される試設計が詳細であり、建築計画の変更はないと考えてよろしいでしょうか。	計画延床面積上限+2%以内、下限-1%以内とは、計画延床面積の合計について規定したものであり、建築計画（試設計）の変更の有無を規定するものではありません。
197	施設規模	16	4	2				施設全体面積の上限・下限の記載はありますが、各館面積、並びに細かな諸室の面積に対する上限・下限はありますでしょうか。	要求水準書において提示します。
198	事業の範囲	16	4	2				施設の規模・用途に関して、学生に対して事前に施設整備事業に関するヒアリング・アンケート等を実施したのでしょうか。又提案に際して、参加業者が独自にヒアリングを実施することは可能ですか。	要求水準書の作成にあたっては、学生及び教職員などの関係者と十分に協議しています。 なお、学外者による学生を対象としたアンケートやヒアリングは認めていません。
199	施設の規模等	16	4	2				建築基準法上の施設用途を建物毎にご指示ください。	特定行政庁の判断によるところとします。
200	施設の規模等	16	4	2				北館及び南館に整備される福利厚生施設の供用開始後における、現東大生協及び入居校舎（学生会館・105号館）の取扱いについてご教示下さい。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
201	施設の規模等	16	4	2				「北館」「南館」「和館」の3つの建物は、各々独立した建物である必要があるのでしょくか？ご教示下さい。	北館の所有形態（BOT）、和館の使用形態および「駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱」等から、中庭を囲むカタチでの3棟計画としています。 この3棟計画を変更する予定はありません。
202	契約不履行	17	6	1				一般にPFI事業の継続が困難になった場合、事業契約不履行となり契約が解除されることとなります。しかし、本実施方針の内容（食堂事業等の大規模な運営業務の発注）は民間事業者がこれまで経験しなかった、新しい試みを求めるものです。民間事業者としては、入札に向けて積極的に検討してみたいと考えますが、当該業務が滞った場合に過大な違約金等のペナルティが課せられるのでは、前向きな取組みは困難です。 新たな試みを民間事業者に求めるのであれば、運営リスクの軽減が必要であると考えます。当該運営業務において、債務不履行が発生したとしても、運営業務のみを解除するものとし、発注者が改めて運営事業者を選定することでSPCの事業が継続できるよう、事業契約の解除要件から運営業務の契約不履行を除いて頂くことは可能でしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
203	法令変更リスク	21	6					事業に直接的に影響を及ぼす法令等とは、実施方針P4 1.（1）10）に規定されているア～ケであると考えて宜しいのでしょうか。	入札説明書等において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	7			
204	税法上の措置	17	7	1				北館はBOTを想定されていらっしゃると思いますが、国税庁通達の「売買とされるPFI事業について」の適用を受けることができるのでしょうか。 国税庁通達の「売買とされるPFI事業について」の適用を受けることができれば、減価償却の償却残のため、VFMが悪化してしまいます。「売買とされるPFI事業」となるような配慮をお願いします。	大学は、国税庁通達の「売買とされるPFI事業について」の適用を受けることを想定していますが、その判断は国税庁が行うところです。 詳細については、入札説明書等において提示します。
205	税制上の措置	17	7	1				「BOT部分の北館の教育研究施設（校舎）については、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置を受けられる…」とありますが、北館には福利厚生施設も含まれています。 北館内の福利厚生施設に対する税制上の特例措置はあるのですか。	大学は、福利厚生施設に対する税制上の特例措置はないと理解していますが、その判断は所轄の税務署が行うところです。 詳細については、入札説明書等において提示します。
206	法制上及び税制上の措置	17	7	1				BOT部分において「不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置」を受けられることとありますが、この特例はリース取引により減価償却費を事業期間内に費用化した場合あるいは有税償却の場合でも適用可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	大学は、「不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置」と「売買とされるPFI事業について」の適用とは、別種のもので理解していますが、その判断は所轄の税務署および国税庁が行うところです。 詳細については、入札説明書等において提示します。
207	税制度リスク	17	7	1				不動産取得税、固定資産税、都市計画税の特例を受けることを想定しているとされていますが、課税リスクは事業者には管理することの出来ないリスクです。 特例措置が受けられなかった場合のリスクは大学がとっていただけたと考えて宜しいのでしょうか。	「不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置」が受けられない理由（要因）が、明らかに大学側にある場合においては、大学が負担するものとします。 詳細については、入札説明書等において提示します。
208	法制上及び税制上	17	7	1				BOT方式部分北館について、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例処置を受けられることを予定している…とありますが、特例処置を受けられない場合は事業方式の変更は考えられませんか。	事業方式の変更は予定していません。
209	税制上の措置	17	7	1				竣工後即時大学が施設所有者となるBOT部分の不動産取得税についても、事業者は課税されないものと理解して宜しいでしょうか？	大学は、一定の条件を整えることによってBOT部分の不動産取得税が免除されると理解していますが、その判断は所轄の税務署が行うところです。 詳細については、入札説明書等において提示します。
210	財政上の支援	17	7	2	1			本事業では、施設整備については国からの補助金、維持管理等については国からの運営費交付金の交付を予定されているようですが、補助金及び交付金についての交付手続は、大学が行うものと理解してよろしいでしょうか。また、補助金及び交付金が減少又は不交付となった場合は、大学の負担となると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
211	リスク分担表	21	11					「№11 その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの」は支払い対価が変更になる可能性もあることから、大学側のリスク負担になるのではないのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
212	税制度リスク	21	11					その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するものは、事業者がリスク負担するようになっていますが、収入そのものに課税される外形標準課税のリスクを取得することは、兼業が認められていないSPCには過酷過ぎると思います。収入そのものに課税されSPCの経営が立ち行かなくなる場合、当該リスクは大学が取得するよう変更していただきたいのですが、如何でしょうか。	入札説明書等において提示します。
213	リスク分担表	21	11					リスク分担表№11「税制度リスク：その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの」について、事業者のリスク負担とされているが、事業者側のコントロール不能な税制度に関する事柄であることから大学側の負担として頂けないのでしょうか？	入札説明書等において提示します。
214	リスク分担表 (案)	21	15					『№15 調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟』が事業者負担のみとなっていますが大学が実施した調査は大学負担と考えてよろしいのでしょうか？	事業者が行う「調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟」は、事業者の分担とします。 詳細については、入札説明書等において提示します。
215	リスク分担表	21	16					№16 環境問題リスクは事業者だけではなく、外的要因や双方が確認し承認した諸条件以外の予測不可能な事態も考慮し、大学側も副分担になるのではないのでしょうか。	事業者が行う「施設整備、維持管理業務、運営業務」にともなう「環境問題リスク」は、事業者の分担とします。ただし、その原因（要因）が明らかに大学側にある場合は、大学の分担とします。 詳細については、入札説明書等において提示します。
216	リスク分担表	21	21					リスク分担表№21「不可抗力リスク」について、表中の「通常の予見可能な範囲」を超えない不可抗力のリスク負担についてご教示下さい。また、「通常の予見可能な範囲」との記載がございますが、どのような基準で判断されるのでしょうか？ご教示ください。	「通常の予見可能な範囲」とは、善管注意義務等に基づき所要の対応策を講ずることが可能な場合等をいいます。 詳細については、入札説明書等において提示します。
217	リスク分担表	21	24					金利リスクについては事業者負担となっていますが、金利の決定時期を御教示願います。今後検討の余地があるのであれば、金利の決定時期をなるべく遅く（完工引渡時等）していただけないでしょうか。	入札説明書等において提示します。
218	リスク分担 (案)	21	24					「金利リスク・金利変動」について、表によれば、全て事業者負担としますが、金利の上限・下限の設定による発注者・事業者間で負担する事を考慮頂けないでしょうか。	入札説明書等において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
219	リスク分担表 (案)	22	33					『No33 建設に要する資材置き場の確保に関すること』が事業者負担のみとなっていますが、資材置き場の確保に関して大学側の協力は得られるものと考えてよろしいでしょうか？	入札説明書等において提示します。
220	建設コストリスク	22	40					大学側の指示以外の工事費増大リスク（不可抗力は除く）は事業者の負担とされていますが、建設期間中に建築基準法等により法令が変更され、設計変更が必要となった場合には、大学が負担されることが合理的であると考えます。法令変更により施設整備費に増額する場合で、入札時点で想定できなかった設計変更の費用負担は大学にして頂けますでしょうか。	入札説明書等において提示します。
221	リスク分担	23	50					「大学及び第三者」には、大学勤務者および大学生を含むとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等において提示します。
222	リスク分担表 (案)	23	54					維持管理・運営段階におけるリスクとして、No 5 4「選定事業者の警備不備による情報漏えい、事故発生等」は事業者負担となっておりますが、これには学校事務業務及び教育研究の補助業務に関するデータ漏洩等については、どのようにお考えでしょうか。学内ネットワーク上の既存のセキュリティ対策に準じた運営を想定しているのでしょうか。	入札説明書等において提示します。
223	セキュリティリスク	23	55 54					リスク分担表のセキュリティリスクにおいて、警備不備による情報漏洩は事業者のリスク負担となっておりますが、本項の示す情報漏洩とは、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか？	入札説明書等において提示します。
224	学生自治のリスク	21						実施方針公表以前には、本構想に対し、「キャンパス学生寮委員会」他の学生自治にかかわる組織体より、反対等の意向があったようですが、これらのリスクは解消されているのでしょうか。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
225	添付資料 2	24						学生会館及び105号館に食堂や購買部がありますが、本事業の食堂及び購買部との関係を大学側はどのようにお考えですか、ご教授ください。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
226	添付資料 2	24						本事業の敷地範囲は多目的ホールの舞台機器搬入ルートにかかっていると思われるますが、多目的ホールの舞台機器搬入ルートの再整備も本事業の範囲でしょうか。	要求水準書において提示します。
227	全体配置図	24						期及び 期工事における工事車両の搬入条件（ルート、ルート養生、時間等）は入札公告で示されるのでしょうか。	要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
228	東京大学配置図	24						第一体育館の東側に幼稚園がありますが、案内図等には記入がありません。どちらに属し、通園ルートはどちらになりますでしょうか。	建物は大学が所有し、保育園機能としての利用はNPO法人が行います。通園ルートは、要求水準書において提示します。
229	添付資料3	25						事業計画地の測量図（敷地高低含む）をいただけないでしょうか。	現状敷地測量図等の関連資料は、要求水準書において提示します。
230	添付資料3	25						事業計画地周辺の施設の建築図面をいただけないでしょうか。（101号館、105号館、駒場図書館、多目的ホール、キャンパスプラザA・B棟、第一・第二体育館、プレハブ他）	入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
231	添付資料3	25						事業計画地へのインフラ関係について御教授下さい。（給排水ルート、電気、ガス、雨水排水等）	要求水準書において提示します。
232	添付資料3	25						事業計画地内又は周辺の地質状況が確認できる資料(地質調査報告書等)をいただけないでしょうか。	地質調査の関連資料（隣接施設のデータ）は、要求水準書において提示します。
233	添付資料3	25						事業計画地内及び周辺の既存樹木リストをいただけないでしょうか。	現状敷地測量図等（既存樹木を含む）の関連資料は、要求水準書において提示します。
234	添付資料3	25						既存駒場図書館エントランスへのアプローチに身障者対応のスロープが設けられていますが、工事期間中の仮設スロープ整備等盛換え工事は、東京大学側準備工事と考えてよろしいでしょうか。	仮設スロープの設置は考えていません。障害者の図書館利用については、地階サービスエントランスからのエレベーター利用を想定しています。詳細については、要求水準書において提示します。
235	添付資料3	25						敷地内に既存東屋、樹木等の移設や植樹について、要求水準書でご教示いただけるのでしょうか。	要求水準書において提示します。
236	外構工事	25						指定計画敷地範囲内は、外構工事の対象範囲でしょうか。また、既存外構の利用は可能でしょうか。	外構工事の対象範囲は事業計画地（実施方針で提示した範囲を多少変更する予定があります）内とする予定です。既存の樹木をできるだけ活用することを考えていますが、詳細については、要求水準書において提示します。
237	添付資料3	25						施設配置の概要において、北館と南館を結ぶ部分に点線の記載がありますが、何を表現されているのでしょうか。	ピロティの設置を予定していますが、要求水準書において提示します。
238	添付資料3	25						「事業計画地及び施設配置の概要」について、「中庭」はどのような内容で整備し、運用することを想定しておりますか。各社で提案することは可能でしょうか。	要求水準書において提示します。
239	添付資料3	25						図面右上の縮尺（0m～50m）が間違っているものと思われますがいかがでしょうか。	グラフィックスケールを削除してください。現状敷地測量図等の関連資料は、要求水準書において提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
240	事業計画地及び施設配置の概要	25						物品搬入等の車両の寄りつき位置に指定がございましたら、ご提示願います。	要求水準書において提示します。
241	施設配置	25						敷地周辺建物に着いて下記に掲げるデータの公表はお考えでしょうか。(図書館、多目的ホール、キャンパスプラザA棟、B棟、105, 101号館等) ・各館の使用用途 ・各階平面図	駒場図書館、多目的ホール、キャンパスプラザの用途については、東京大学ホームページ(教養学部)を参照ください。各施設の概略平面図(部屋名入)等は、入札説明書等の公表時に施設部にて閲覧とします。
242	施設計画の概要	26					1	身体運動実習室の使用目的は?また、運動器具の調達等は事業者が行うのですか?	要求水準書において提示します。
243	施設計画の概要	26					1	身体運動実習室の受付、実習室受付、多目的教室受付は一体で行うことは可能でしょうか。	要求水準書において提示します。
244	施設計画の概要	26					1	身体運動実習室の利用について、料金の徴収は行うのでしょうか。	利用者から使用料を徴収することは想定していません。
245	添付資料4	26						「身体運動実習室、舞台芸術実習室、音楽実習室」とありますが、実習室の具体的用途、使用頻度、授業内容等について、ご教示ください。	要求水準書において提示します。
246	添付資料4	26						北館、教育研究施設の音楽実習室は天井高4m以上とありますが身体運動実習室1、2、3については天井高の記載がありません。予定されている運動の種類をお示し願います。また舞台実習室についてもお示しください。	要求水準書において提示します。
247	添付資料4	26						施設内配置を変更することは可能でしょうか。例えば、福利厚生施設の購買部(2F)と書籍販売部(1F)の階設定を逆にする等。	運營業務等に関連する本質問は、後日(7月半ばを目処に)回答させていただきます。
248	添付資料4	27					1	「南館 福祉厚生施設」 厨房Cが、南館2階設置階となっておりますが、食堂Cが、南館3階設置階となっておりますが、厨房と食堂を上下階とし、ダムウエーター等で食材を上下させると考えてよろしいでしょうか。	食堂C及び厨房Cについては、南館2階での設置を想定しています。
249	添付資料4	27					1	「南館 福祉厚生施設」 2階要求居室床面積合計が375㎡と、1・3階居室面積合計1000㎡以上と大きく差がありますが、2階部分の建築計画についてご教示ください。	要求水準書において提示します。
250	添付資料4	27					2	「北館 福祉厚生施設」 客用便所が、北館2階設置階となっておりますが、表の構成では北館1階かと思われますが、ご教示ください。	大学は、北館1階への便所設置を想定していませんが、提案を妨げるものではありません。
251	添付資料4	27						添付資料4「南館」 福利厚生施設の記述に「食堂C 南館3F」「厨房C 南館2F」とありますが、この通りでよろしいでしょうか。	食堂C及び厨房Cについては、南館2階での設置を想定しています。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
252	添付資料 4	27						南館の 福利厚生施設で三つの各食堂に対して、其々厨房が計画されていますが、提案時には提案者の提案によって各厨房をいくつかで兼用することが可能でしょうか？	食堂運営と密接に関連すると考えますが、事業期間終了後にフロア毎の対応が可能となるような提案をお願いします。
253	施設計画の概要	28					1	和館の和室 6 部屋はどのような利用目的で整備されるのですか。	要求水準書において提示します。
254	施設計画の概要	28					1	和館の管理人室の使用目的及び使用者は誰ですか。	要求水準書において提示します。
255	添付資料 4	28					1	「福利厚生施設」和室について、具体的使用方法・用途、使用頻度等をご教示ください。	要求水準書において提示します。
256	施設計画の概要	28					1	和館内の和室 1～6 はどのような使われ方をされるのでしょうか。学生の方々のクラブ活動、サークル活動に使用すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書において提示します。
257	添付資料 4	28					1	和館の使用目的・方法はどのようなものになりますか。宿泊及び飲食のご提供はありますか。	要求水準書において提示します。
258	大学生協について							実施方針に東京大学生協同組合様の記載がありませんが、民間事業者側との位置付けと考えておられるのでしょうか。そうであるならば、出店条件は他の民間運営業者と同じ条件と考えてよろしいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7 月半ばを目処に）回答させていただきます。
259	年間スケジュールについて							学内の年間稼働スケジュール（夏・冬・春休み、試験休み等）をお知らせ下さい	要求水準書の資料として提示します。
260	大学生協について							現駒場キャンパス内には何ヵ所の食堂がございますか。また、それらの食堂は今後（コミュニケーションプラザオープン後）も継続して運営されるのでしょうか。販売価格等に影響されますので、今後の生協の ありかたについてご解答をお願いいたします。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7 月半ばを目処に）回答させていただきます。
261	大学生協について							現在の食堂は、恐らく大学生協が運営しており、豊富なノウハウを持っているものと考えられます。仮に生協とのコンソーシアムに参加できなかった企業等は情報面では、非常に不利になりうる事が懸念されます。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7 月半ばを目処に）回答させていただきます。
262	在籍人員について							駒場キャンパス内の在籍学生数(学部・男女別)及び教職員数を 教えて下さい。	要求水準書の資料として提示します。
263	光熱水費について							各館における水光熱費の負担については、大学側の負担と考えてよろしいでしょうか。	運営業務等に関連する本質問は、後日（7 月半ばを目処に）回答させていただきます。

番号	項 目	実 施 方 針						質 問	回 答
		頁	1.	(1)	1)	ア			
264	大学生協について							今回の事業において計画地以外の施設（生協食堂）は存続すると考えてよろしいのでしょうか。その他の飲食、物販についての考え方と併せてお示し下さい。	運營業務等に関連する本質問は、後日（7月半ばを目処に）回答させていただきます。
265	年間スケジュール等について							貴学の概況をお示し下さい。 年間スケジュール（始業・終業、長期休暇、学内行事等） 学生・教員・職員の人数、平均年齢、男女比 留学生等外国人の人数、平均年齢、男女比、国籍	要求水準書の資料として提示します。

番号	項 目	実 施 方 針						意 見
		頁	1.	(1)	(1)	ア		
1	運営業務	2	1	1	5	ウ	3	福利厚生施設部分の食堂運営業務の検討に際しては、事業者に過剰な負担とならない負担区分（厨房設備・食器備品・水光熱費等）条件のもとで実施頂きますようお願い致します。
2	運営業務	2	1	1	5	ウ	2 3	事業の範囲として、「購買業務」、「書籍業務」及び「食堂運営業務」が運営業務の中に含まれています。これらは現在東京大学生協（生協）により実施されている業務で、購買及び書籍業務については生協により書籍やCDの割引制度や生協利用高に応じた還元制度、食堂においては安価なメニューの提供といった生協ならではの（書籍・CD等は再販制度などもあり、民間事業者が所謂割引行為を行うことはそもそも困難）の東京大学の学生（院生ほかを含む生協組合員）にとって利益となるサービスが提供されています。 これら業務には他に人員の確保、相応規模の設備導入が必要で、かつ食堂運営業務に関してはこれらに加え特にフロア毎に厨房設置義務など多大な設備投資額が必要となる一方で、実施方針3ページ「1.（1）6」選定事業者の収入」にて、これら運営業務に係る費用並びに利用者から受け取る料金等は選定事業者の区分とし、入札価格の対象外とすることが定められており、事業期間（概ね13年）内で民間事業者が当該投資額を回収するためには食堂単価並びに書籍等の価格の上昇（書籍・CD等は定価販売／いずれも現在の生協の水準から比較してのもの）が大いに予想されます。利用者の便益を損ねることなく斯かる事業を実施するには、現状同様に当該業務を生協が実施することが前提となると思われます。そうなれば入札グループ間で生協の取り込み合戦が展開されることが予想され、成功したグループのみが入札可能となり、その他のグループは入札に参加することも困難となることが予想されます。については競争活発化を促進するとの観点から、すべての民間事業者グループに対し落札後に生協が参加できるような入札選定ルールの方策をお願い申し上げます。
3	運営業務	2	1	1	5	ウ	2 3	東大生協は、1950年より駒場キャンパスにおいて学内唯一の福利厚生事業の担当者として、食堂部、購買部、書籍部を運営してきました。駒場キャンパスは、年間の通常営業日が150日と限定されている上、閑散期と繁忙期での利用の差が激しく、1日の中でも昼休みの限られた時間に利用が集中するなどキャンパス外では想像できない事業環境にあります。食堂部では、2000食を超える食事を昼休みの限られた時間に提供すること、書籍部では授業の開始にあわせて確実にすべての教科書を提供すること、購買部では文具や食品、PC、旅行といったキャンパスライフを支える幅広い業務を提供することなどが求められています。 こうした事業環境に対応するためのノウハウはこれまでの長年にわたる経験の積み重ねと大学の構成員である学生・教職員が自ら運営に参加することで培われてきたものです。 本事業の運営業務に関して、大学内の福利厚生施設を担当するという意味から、営利を目的とする一般企業ではなく、学内の構成員が出資し、利用・運営する東大生協に担当させていただきたいと考えております。業務に関する意見の詳細につきましては、書面に限りがあり、ヒアリングの機会を設けていただきたく存じます。
4	運営業務	2	1	1	5	ウ	2 3	駒場 キャンパスにおいては歴史的にこれらの業務を専ら東京大学生生活共同組合が担ってきたと聞いています。 このような経緯を踏まえますと、駒場 キャンパスにおいて廉価で質の高いサービスを提供するノウハウを熟知した同生活共同組合が当該業務の多くの部分を引き続き行うことが妥当のようにも思われます。 したがって、貴大学のご意向として当該業務の全部又は一定部分の運営を同生活共同組合に委ねることも一案と存じます。
5	運営業務	2	1	1	5	ウ	2 3	今回の福利厚生施設運営事業は事業範囲が広く、十分な検討時間を要するため、運営事業の範囲をはじめとして、早急に事業条件の明示をお願い致します。

番号	項 目	実 施 方 針					意 見
		頁	1.	(1)	(1)	ア	
6	運営業務	2	1	1	5	ウ	現在、キャンパス内で購買業務等の運営業務を行っている「大学生協」は、今回のPFI事業とは関係無く引き続き運営されるのでしょうか。「大学生協」が継続して営業される場合、「大学生協」の本キャンパスにおける営業状況が本事業の運営業務に対し相当の影響が発生するものと考えられます。 また、本事業敷地内における運営事業の市場は「外部へ開放的」に運営を行ったとしても自ずと限られたものになるため、同敷地内における運営事業の過当競争が助長される恐れがあり、PFI事業者としての事業の安定的継続性に少なからず影響を与えるものと認識されます。 既存の「大学生協」との過当競争排除のために、今後「大学生協」との何らかの「協定」等に関する事前の取決めが必要になるものと考えます。
7	運営業務	2	1	1	5	ウ	購買業務、書籍業務、食堂運営業務について多くの大学では、生協がこれらを実施しています。そのサービスは学生向けということもあり低価格で行われています。本件施設において、事業者側がこれらの運営業務を低価格でなおかつ既存のサービスより向上させるには、相当の負担を強いられることが予想されます。これらの点を踏まえて、公平な競争という見地より、大学が現在の生協の運営業務に対し、なんらかの補助を行っている事項がありましたら、ご教示いただきたいと思います。
8	選定事業者の収入	3	1	1	6		選定事業者の収入に関する、11行目但以以降に記載される「選定事業者が自らの責任で～（中略）～入札価格の対象外とする予定」箇所につき、以下をご勘案の上、ご再考をお願いします。事業の範囲として、「購買業務」、「書籍業務」及び「食堂運営業務」が運営業務の中に含まれています（2ページ1.（1）5）ウ）。これらは現在東京大学生協（生協）により実施されている業務で、購買及び書籍業務については生協により書籍やCDの割引制度や利用高に応じた還元制度、食堂については安価なメニューの提供といった、生協ならではの東京大学の学生ら（院生ほかを含む生協組合員）にとって利益となるサービスが提供されています。 また、これら業務には他に人員の確保、相応規模の設備導入が必要で、かつ食堂運営業務に関してはこれらに加え特にフロア毎に厨房設置義務など多大な設備投資額が必要となる一方で、これら運営業務に係る費用並びに利用者から受け取る料金等は選定事業者の区分とし、入札価格の対象外とすることが定められており、事業期間（概ね13年）内で民間事業者が当該投資額を回収するためには食堂単価並びに書籍等の価格の上昇（書籍・CD等は定価販売/いずれも現在の生協の水準から比較してのもの）が大いに予想されます。 利用者である学生らの便益を損ねることなく斯かる事業を実施するには、現状同様に当該業務を生協が実施することを前提に、食堂及びその他設備導入費用については入札価格の対象内、すなわち東京大学より割賦料としてお支払い頂いた方が望ましいと思われます。つきましては、現在の選定事業者の収入に関する該当箇所につき、変更頂くようご検討をお願い申し上げます。
9	選定事業者の収入	3	1	1	6		食堂運営業務については、選定事業者が自らの責任で行うこととされていますが、食堂ホールは昼食時の限られた時間帯以外においては、学生同士のコミュニケーションの場としての役割が大きいものと認識しております。 事業者の売上のほとんどは食事時に集中しており、それ以外の時間帯は事業者の経営から考えた場合には閉鎖してしまうことが最も効率化が図れるものと考えます。このようなことは、学生、大学側から見た場合には決して望ましいこととは考えておりません。 前述したコミュニケーションの場としての機能を尊重する意味から、ホール部分の光熱水費や清掃費などについては大学側で負担していただきたくご検討願います。
10	事業方式	3	1	1	7		北館がBOT方式、南館、和館がBTOT方式という事業方式の違いと、供用開始時期の違いによる支払い期間の違いがあることから、融資契約や担保関連の契約などが、通常の案件と比較して複雑になることが想定されます。方式、供用開始時期について可能な限り統一していただくようなことは可能でしょうか。ご検討のほどお願いいたします。

番号	項 目	実 施 方 針						意 見
		頁	1.	(1)	(1)	ア		
11	民間事業者選定の方法	6	2	1				東大生協は、本事業の目的を、駒場キャンパスにおける既存の福利厚生施設の建て替えにより、キャンパスライフの充実を図ることと理解しております。よって、既存の福利厚生施設を担当してきた生協が、新たな施設でも運営を担当させていただき、より充実したサービスを提供できるように施設計画や事業計画を積極的に提案してきました。 東大生協は、事業の範囲である施設設備業務・維持管理業務・運営業務の中で、運営業務のみを担当する事業者該当し、かつ既存の福利厚生施設の運営者であり、他の事業者にはない経験やノウハウを有しているという点で、応募者の一員となれば特殊な立場にあたります。 実施方針において、民間事業者の募集及び選定の方法は、「総合評価方式一般競争入札を採用」と定められています。仮に、生協が応募者の一員となった場合、選定の際に運営業務については最高の評価を得られたとしても、他の業務も含めた総合評価によっては、落札できない可能性があります。また、複数の応募グループに参加できないと定められていますが、特定のグループを選択することは競争上の不公平を生じさせることになりかねず、甚だ困難です。 東大生協は、以上のことから、実施方針上「運営業務」を事業の範囲から外していただけるか、本事業の選定方法を見直していただくことをご要請いたします。
12	資格要件	10	2	4	2	ア	5	「同種業務の建物の設計実績」について、例えば、教育施設の実績だけでなく、公民館、商業施設やホテル等を実績として認める等、柔軟な対応をお願い致します。特に本件は複数用途の施設を併せて整備する事からも、強く希望致します。
13	審査手順に関する事項	12	2	5	2	イ		価格偏重の評価を是正するため、除算方式を採用される場合は、非価格点の加点分の配点を高く設定していただけないでしょうか。また、加算方式を採用される場合は、非価格点の配点を高く設定していただけないでしょうか。
14	責任の履行に関する事項	14	3	3				事業契約の履行を確保するための保証方法について、金融機関からの保証証書の差し入れについても認めて頂きたいと考えます。
15	モニタリングの実施	14	3	4	1			東大生協は、仮に本事業の運営業務を担当できなかった場合、既存の施設において事業を継続せざるを得ません。生協が本事業の運営業務を担当するか否かで、運営業務によって得られる収入や事業の採算性は大きく変動すると思われます。また、既存の施設の有効利用という点でも駒場キャンパスの状況は大きく異なります。 本事業では、選定事業者に対しモニタリングを実施することとなっています。仮に、生協以外の民間業者が、運営業務を担当した場合に、上記の様な状況に加え、乏しい経験と不十分な情報の中で新たな福利厚生施設を運営することは困難を極め、混乱は避けられないことをご助言申し上げます。最近の事例として都内の大規模私学や関東近郊の中規模国立大学において、食堂を担当していた民間業者が相次いで撤退しており、未だに運営業者が決まっていなかった食堂施設もあります。 モニタリングによって、要求水準に達していないことを指摘し、支払額の減額や修復勧告を行ったとしても教育・研究場面に生じた支障や福利厚生施設に対する不満を埋めることはできません。本事業の事業期間は、15年と長期にわたることからも運営業務の選定に当たっては、大学の福利厚生政策と照らし、慎重にご検討いただけるようにご提案申し上げます。
16	施設の規模	16	4	2	2			現在の施設計画においては、食堂ならびに厨房が4箇所と計画されております。それぞれに対して必要な厨房機器を設置しなくてはならないことから、従来よりも各メニューの単価を上げなければならない事態が想定されます。 学生に対する福利厚生の面から、厨房機器の初度整備費、維持管理費、必要な場合には更新費などを施設整備費として、独立採算の範囲から外していただきたくご検討をお願いいたします。
17	リスク分担表(案)	21	11					『No11 その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの』が事業者負担のみとなっているのは、事業者にとっては厳しすぎるものと考えますので大学と事業者の両者負担とするべきではないでしょうか。
18	不可抗力リスク	21	21					事業方式（ＢＴＯ、ＢＯＴ）に関係なく、通常の予見可能な範囲を超える不可抗力リスクについては大学側の負担を希望します。

番号	項 目	実 施 方 針						意 見
		頁	1.	(1)	1)	ア		
19	金利リスク	21	24					金利変動リスクは事業者によって管理できないため、割賦金利の確定時期はできるだけ建物引渡時に近いタイミングにしていただけるようお願い致します。
20	設計変更リスク	22	30 31					設計変更のリスクを明確にするためにも、要求水準書と提出提案書の位置付けを明確にしてほしい。
21	施設計画の概要	26						北館についてですが、3階に身体運動実習室があることから、医務室の設置が必要と思われます。
22								施設整備に関するサービス対価の算定にあたって採用される基準金利の設定日については、事業者として徒な金利変動リスクに晒されることがないように事業契約締結後の然るべき時期（例えば竣工時点等）に設定していただきたいと思います。（これらの金利変動リスクは、翻ってサービス対価のコスト増嵩につながる事となり、貴大学の財政的負担面においてもマイナス効果といえます。）